

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器 普及支援事業

予防行政のあり方に関する検討会 平成24年3月6日

事業概要

聴覚障がい者対応型の住警器の普及が著しく進んでいない現状に鑑み、当該機器を調達して低所得の聴覚障がい者に無償給付等する事業の実施主体に対し、消防庁から予算補助（補助率：定額（10/10））を行う。

【平成23年度「元気な日本復活特別枠」：3.2億円（繰越明許費）】

1. 支援対象者

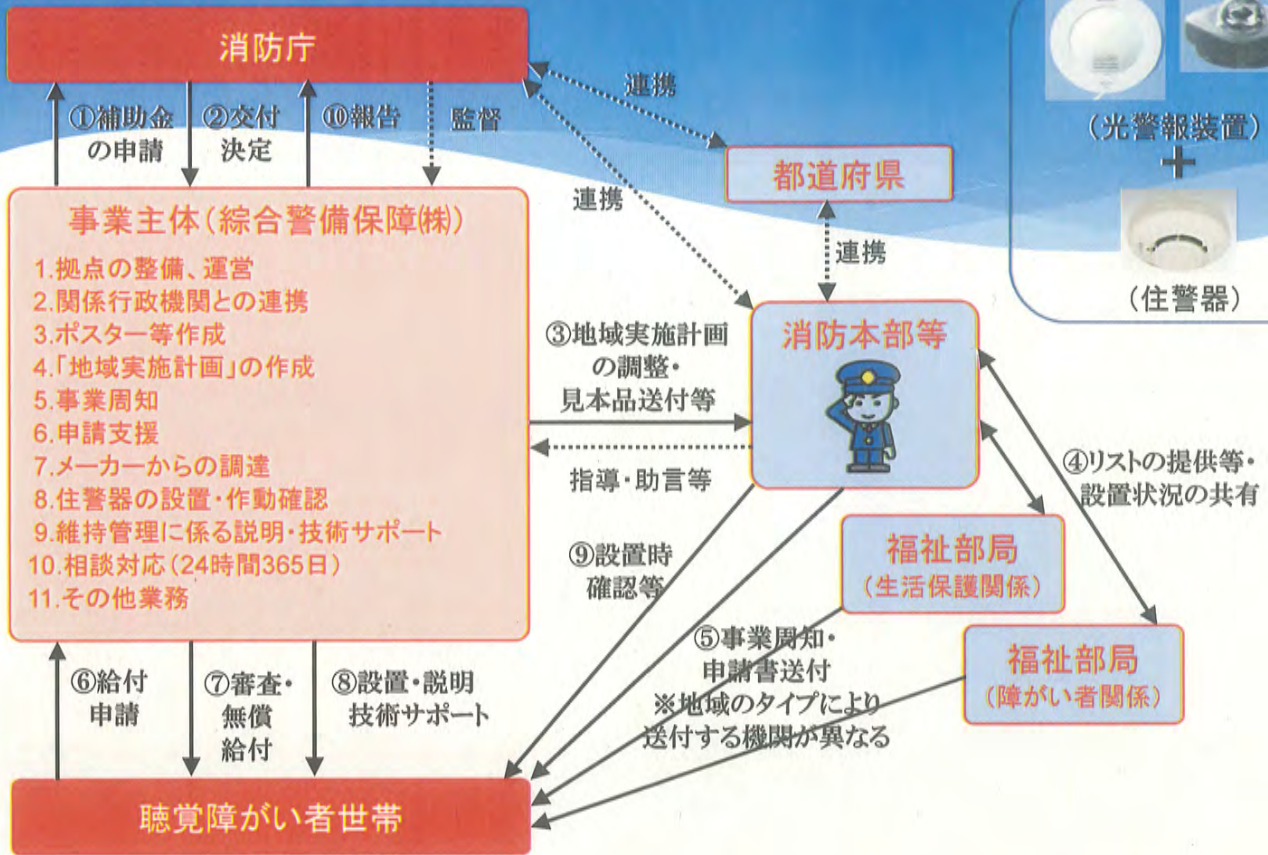
- ① 生活保護受給者であること。
- ② ①の者が世帯主となる世帯の構成員に聴覚障がい者（18歳未満の者を含む。）が含まれること。
- ③ ②の者が居住する住宅に、聴覚障がい者対応型の住警器が未設置であること。

2. 設置物品

光警報装置等を接続することで、音と光等による警報を発する住警器を設置。



全体スキーム



現在までの状況と今後のスケジュール

H22	H23	H23.6~	H23.9~	H24.1~
<p>「元氣な日本復活特別枠」において 3億1700万円確保</p>	<p>平成23年4月22日「住宅用火災警報器普及支援事業補助金交付要綱」の策定</p>	<p>平成23年6月2日 全国798消防本部に本事業にかかるアンケートの開始(締切6月15日)</p> <p>平成23年6月16日 第1回 推進会議</p> <p>平成23年6月24日 28消防本部との意見交換会</p> <p>平成23年7月7日 第2回 推進会議</p> <p>平成23年7月28日 第3回 推進会議</p>	<p>平成23年9月中旬 公募要綱確定</p> <p>平成23年9月29日 公募開始</p> <p>平成23年11月24日・12月2日 採択審査会</p> <p>平成23年12月16日 事業者決定(総合警備保障株)</p>	<p>平成24年1月上旬〜地域実施計画の作成</p> <p>平成25年5月〜設置の開始</p>

平成25年
3月31日
まで

聴覚障がい者対応型 住宅用火災警報器を 無料で設置!

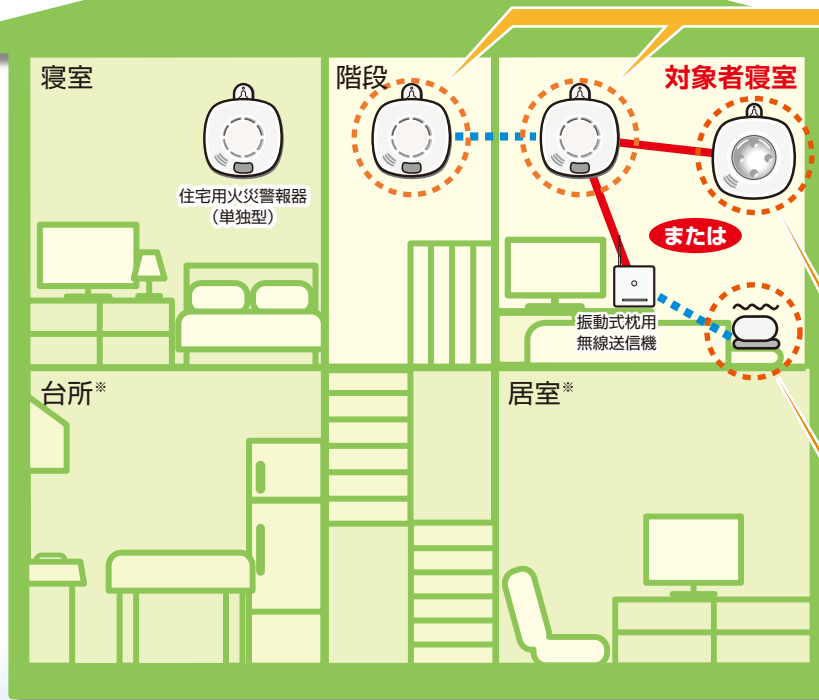
ALSOKでは消防庁による「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」の推進のため、支援の対象となる方に対して聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の無償給付・設置をいたします。

支援の対象となる方の詳細は裏面をご覧ください

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」って？

警報音が聞き取りづらい方のために、住宅用火災警報器と補助警報装置を接続したものです。
警報音だけでなく**強い光の点滅**や**振動**などによって火災の発生をお知らせします。

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器 設置例



無線連動式 住宅用火災警報器(煙式)

階段の警報器が火災を検知すると、無線連動により対象者寝室の警報器が警報を発します。

補助警報装置

住宅用火災警報器と接続、連動することにより、警報音以外の方法で火災をお知らせします。

光警報装置

強い光の点滅と警報音で火災をお知らせします。

または

振動式枕(無線送信機付き)

枕を振動させることで火災をお知らせします。
(対象者の聴覚障がい程度が2級、3級、または
盲ろう者の方の場合のみ設置可)

..... 無線による接続 ——— 有線による接続

※寝室以外の居室または台所への設置は各市町村条例に基づきます。

お問い合わせは… **ALSOK** テレフォンサービスセンター

年中無休・24時間受付

フリーダイヤル **0120-297-949** つけなよ 警報器 FAXによるお問い合わせ… **03-5305-6059**

Eメールによるお問い合わせ… **jyukeiki-shien@alsokbs.co.jp**

聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を 無料で設置いたします!

実施期間: 平成25年3月31日まで

(期間中であっても、申請件数が事業予算額に達した時点で終了となります。)

消防庁は、平成23年度政府予算による「住宅用火災警報器普及支援事業費補助金」により、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」として、聴覚障がい者の方が安心して暮らせるように「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」を無償で給付することを決定しました。

ALSOKではこの事業の支援対象者で、かつ設置のお申込みを頂いた方に対し、聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器を無償で設置いたします。

支援対象者は以下の全てに該当する方です



1 世帯主が生活保護を受給している。
(申請中の方も含む)^{※1}

2 世帯に障害者手帳(聴覚障がいに限る)を所持
している方がいる。
(申請中の方も含む)^{※1}

3 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」が
未設置である。

※1・・・申請中の方は、各申請が決定した後に「現場確認」を実施させていただきます。

お申込みから設置後のサポートまで支援します

支援対象者

①申込み

申込み用紙に必要情報をご記入の上、必要書類を添えてALSOKまでお申込みください。

②仮決定通知

ALSOKで申込み審査を実施し、特に問題がなければ「仮決定通知書」を発行いたします。

③現場確認

支援対象者宅の現場確認を行い、警報器の個数の確定、工事の下見を行います。^{※2}

④機器取付

機器の取付を行います。取り扱いに関すること、お問い合わせ連絡先等のご説明もいたします。^{※2}

※2・・・③・④の際、手話通訳者などの関係職員が同行することもできます。

ALSOK



安心のサポート体制

ALSOKテレフォンサービスセンターへお問い合わせください。お電話やメールによる回答、または必要に応じてALSOK地域担当者が訪問対応いたします。

お問い合わせは… **ALSOK** テレフォンサービスセンター 年中無休・24時間受付

フリーダイヤル **0120-297-949** つけなよ 警報器 FAXによるお問い合わせ… 03-5305-6059
Eメールによるお問い合わせ… jyukeiki-shien@alsokbs.co.jp